社会福祉法人楽山会役員の報酬等及び費用弁償に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人楽山会（以下、「当法人」という。）役員の報酬等及び費用弁償の支給について、必要な事項を定めることを目的とする。

（役員の定義）

第２条　この規程で役員とは、次の各号に定める者をいう。

(1)　理事

(2)　監事

（報酬等）

第３条　理事が理事会の招集に応じて出席したとき及び理事の職務に従事したとき並びに監事が理事会に出席したとき及び監事の職務に従事したときは、別表のとおり報酬額を支給する。ただし、当法人が運営する施設の長には、支給しない。

２　前項の規定にかかわらず、理事長及び常務理事には、評議員会が別に定める報酬等の支給基準に基づき、理事会で定めた額を支給する。

３　役員の退職慰労金の支給基準は、社会福祉法人楽山会役員等退職慰労金規程に定めるところによる。

（費用弁償）

第４条　役員が職務のため市外に出張したときは、その順路により費用弁償として旅費を支給する。

２　前項の支給方法は、社会福祉法人楽山会旅費規程による。

（委任）

第５条　この規程に定めるもののほか、実施にあたり必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則

１　この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

２　この規程の施行により、社会福祉法人楽山会役員の報酬規程（平成 14 年 4 月 1 日施行）は、廃止する。

附　則

この規程は、令和７年６月５日から施行する。

別表（第３条第１項関係）

職　名	報　酬　額
理　事	日額　　13,000 円
監　事	日額　　21,000 円